

川崎市議会議員及び川崎市長の選挙における得票数が同数であるときの当選人の決定 に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第95条第2項の規定に基づき、川崎市議会議員及び川崎市長の選挙において、得票数が同数であるときの当選人をくじの方法により決定することに関し必要な事項を定めるものとする。

(くじの方法)

第2条 次条に規定するくじは、1から10までの数字が表示された抽選棒により行うものとし、選挙長がくじを引く。

(当選人を決定するくじ)

第3条 当選人を決定するくじ（以下「本くじ」という。）を引く順序を決めるに当たっては、法第86条の4の届出順に本くじを引く順序を決めるくじ（以下「予備くじ」という。）を引き、引いた予備くじの抽選棒に表示された数字が小さい順に本くじを引くものとする。

(当選人の決定)

第4条 選挙長は、本くじにおいて引いた抽選棒に表示された数字が最も小さい候補者を当選人と決定する。

(選挙立会人の確認)

第5条 くじを引いたときは、その都度、抽選棒に表示された数字について、選挙立会人の確認を受けなければならない。

(くじの記録)

第6条 選挙長は、くじの次第を記載した、得票数が同数であるときの当選人を定めるくじの記録（別記様式）を選挙管理委員会書記に調製させ、これに選挙立会人とともに署名しなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

得票数が同数であるときの当選人を定めるくじの記録

選 挙 名	年 月 日 執行 選挙		
く じ の 日 時	年 月 日 時 分 終了		
当選人を決定する くじを引く順序を 定めるくじの結果 (予備くじの結果)	くじを引く順序及び候補者氏名 (立候補届出順)	く じ の 結 果 (抽選棒の数字)	当選人を決定する くじを引く順序
	1		
	2		
	3		
当選人を決定する くじの結果 (本くじの結果)	くじを引く順序及び候補者氏名	く じ の 結 果 (抽選棒の数字)	当 選 人 (○を記載)
	1		
	2		
	3		
当 選 人	住 所		
	氏 名		

年 月 日 調製

選 挙 長

我々は、このくじの記録の記載が真正であることを確認して署名する。

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人

選挙立会人